

茨城県シライトマキバイ資源回復計画

平成20年3月28日 作成・公表

茨城県

1 資源の現状と資源回復の必要性

(1) 対象資源の資源水準の現状

シライトマキバイはエゾバイ科に属する肉食性の巻き貝で、オホーツク海、北海道、日本海、東北海域の水深100～450mの細砂泥域に生息している。

本県沖での生息域は、水深150m から450m 程度で、中心分布域は水深350m である。本種の年齢査定方法は確立されていないが、殻長組成の頻度分布から表1のような年齢別殻長が推定されている。

本種の産卵時期は特定されていないが、成熟開始サイズは雄で殻長70mm(4～5才)、雌で殻長80mm(5～6歳)と推定される。

表1 シライトマキバイの成長 (水産試験場調べ)

年齢	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳
殻長(mm)	43	56	65	73	83	95	105

シライトマキバイについては、茨城県水産試験場による那珂湊沖定点で実施しているかご調査や調査船によるトロール調査での採集個数、及び単位あたり漁獲量(CPUE)の推移が減少傾向を示していることから、その資源は減少していると推測される。(図1)

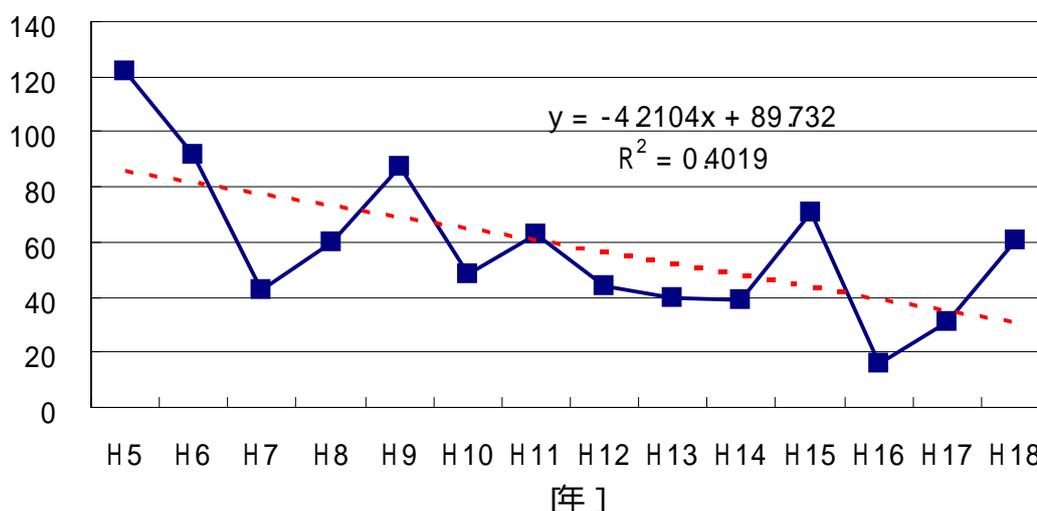


図1 かご調査によるシライトマキバイ採集個数の推移

(2) 漁獲量の推移と資源回復の必要性

シライトマキバイは、本県では、底びき網漁業(5トン以上小型機船底びき網漁業、沖合底びき網漁業)と沖合かご漁業で主に漁獲されている。沖合かご漁業が着業する以前は比較的安定的な漁獲が望める種であったが、平成3年の沖合かご漁業着業とともに急増した漁獲量は平成6年の429トンにピークに減少に転じ、平成16年の漁獲量はこれまでの最低値の111トンであった。平成17年以降は増加したものの、全体の傾向としては、平成8年以降、漁獲量が減少している状況にある。(表2, 図2)

茨城県水産試験場による資源評価では、資源量に対して漁獲努力が過剰な状態にあることが判明しており、早急に資源管理措置を講じて資源を回復する必要がある。

表2 シライトマキバイの漁獲量の推移

(単位：トン)

	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
底びき網	178	186	189	197	197	197	152	113	112	107	82	75	55	69	44	72	85
沖合かご	0	10	141	151	232	191	142	161	150	131	139	95	66	85	67	57	101
計	178	196	330	348	429	388	294	274	262	238	221	170	121	154	111	129	186

出典：茨城県水産試験場

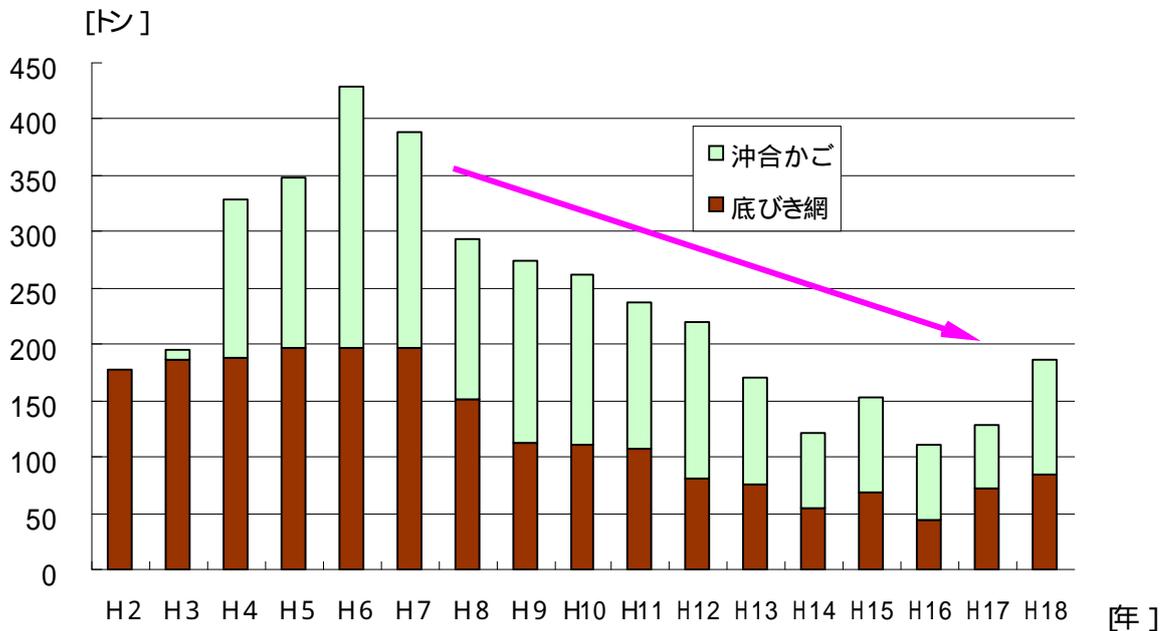


図2 シライトマキバイ漁獲量の推移

2 資源の利用と資源管理等の現状

(1) 関係漁業等の現状

関係漁業の現状

シライトマキバイは、底びき網漁業が混獲、沖合かご漁業が専獲で漁獲している。関係する漁業の操業期間・許可隻数は表3のとおりである。

表3 関係漁業の状況(管理区分,操業期間等)

漁業種類	管理区分	操業期間	許可隻数			摘要
			17年	18年	19年	
沖合底びき網	大臣許可	9/ 1~ 6/ 30	3	3	5	18年に5トン以上小型機船底びき網から2隻移行
5トン以上小型機船底びき網	知事許可	9/ 1~ 6/ 30	27	25	22	17年に2隻減船 18年に1隻減船
沖合かご	知事許可	7/ 1~ 8/ 10	24	24	24	

注)許可隻数の基準月日は1月1日

漁獲量,漁獲金額の推移

シライトマキバイを漁獲対象とする底びき網漁業,沖合かご漁業の総漁獲量及び漁獲金額の推移を表4~6に示す。

沖合底びき網漁業は平成13年までしかデータが公表されていないが,13年は7年と比較して漁獲量で1/4,漁獲金額で1/5に減少している。5トン以上小型機船底びき網漁業では沖合底びき網漁業に比べ漁獲量の減少は小さく2千トン前後で推移しているが,漁獲金額は10億円以下に減少している。沖合かご漁業は年変動があるものの総じて減少傾向を示している。

表4 沖合底びき網の漁獲量・漁獲金額の推移

(単位:トン,百万円)

	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
漁獲量	3,917	4,448	2,271	2,138	1,884	1,428	1,073	x	x	x	x
漁獲金額	1,462	1,069	956	878	804	437	337	x	x	x	x

(注)H14以降はデータの公表なし

出典:茨城農林水産統計年報

表5 5トン以上小型機船底びき網の漁獲量・漁獲金額の推移

(単位:トン,百万円)

	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
漁獲量	2,338	2,299	2,344	2,248	1,896	1,778	1,835	2,141	2,057	2,276	2,010
漁獲金額	1,605	1,597	1,888	1,429	1,367	1,007	937	1,101	886	929	857

出典:茨城農林水産統計年報

表6 沖合かご漁業の漁獲量・漁獲金額の推移

(単位:トン,百万円)

	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
漁獲量	222	111	219	111	127	122	65	86	141	84	83
漁獲金額	69	59	190	62	74	53	34	32	38	26	28

(注)これらの数値には,沿岸域でカニを漁獲対象とする沿岸かご漁業の数値も含む

出典:茨城農林水産統計年報

本県沖におけるシライトマキバイの漁獲は、平成3年までは底びき網漁業による漁獲のみであったが、平成3年に沖合かご漁業の着業が見られ、平成4年からの本格的な参入以降、両漁業種類別の漁獲割合は、底びき網漁業と沖合かご漁業とで半々で推移してきたが、近年はやや沖合かご漁業が底びき網漁業を上回っている。(図3)

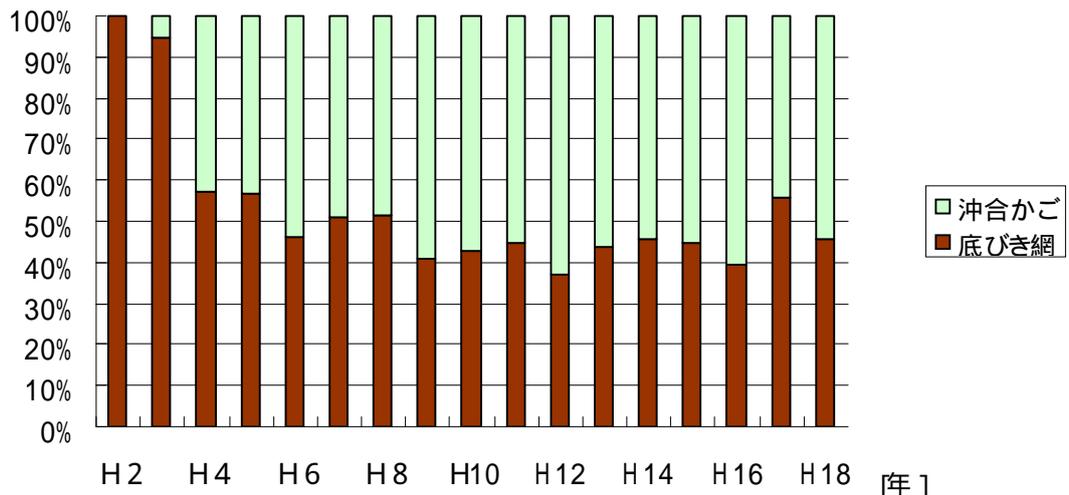


図3 漁業種類別漁獲割合の推移 (シライトマキバイ)

漁業形態及び経営の現状

沖合底びき網漁業は、本県ではオッターコントロールで操業している。他漁業との兼業はなく、7・8月の禁漁期を除く10ヶ月操業している。

小型機船底びき網漁業については、本県沖での操業となっているが、福島県との間では相互に入会して操業している。また、一部の経営体によっては沖合かご漁業との兼業操業をしているものもあるが、多くの経営体は7・8月の禁漁期を除く10ヶ月操業となっている。

一方、沖合かご漁業は5トン未満の小型船が主である。近年、同漁業での水揚げが減少しており、他の漁業(シラス漁など)の状況等により、着業数は変化している。

底びき網漁業における経営状況は、シライトマキバイを含め対象資源の減少、魚価安及び燃油価格の高騰等により厳しい状況にある。沖合かご漁業を営む5トン未満の小型船もシライトマキバイ資源の減少のほか、漁業経営の中核となるシラス漁の不漁に喘いでいる状況にある。

消費と流通の現状

水揚げされたシライトマキバイは所属する漁港の産地市場に出荷し、県内各地で消費されるほか、トラック等で陸送されて主に千葉県銚子に出荷されている。

(2) 資源管理等の現状

関係漁業の主な資源管理措置

沖合底びき網漁業，5トン以上小型機船底びき網漁業，及び沖合かご漁業では，資源管理措置として表7に示すように茨城海区漁業調整規則等の公的規制の他に，水揚制限などの自主的な取組が実践されている。

表7 関係漁業の資源管理措置

項目	漁業種類	内容	根拠法令等	備考
操業期間	沖底	7～8月禁漁	農水省告示	
	小底	7～8月禁漁	漁業調整規則等	
	沖合かご	7/1～8/10	許可漁業取扱方針	
操業区域	沖底	操業禁止区域設定	農水省告示	
		オッター禁止区域設定	農水省告示	
	小底	禁止区域設定	漁業調整規則	
	沖合かご	禁止区域設定	許可漁業取扱方針	
漁具	小底	網地の目合い1cm以上	漁業調整規則	
	沖底・小底	グランドロープチェーンの重量規制	自主規制	
		タイヤグラントの使用禁止 複葉型オッターボードの使用禁止	自主規制 自主規制	
	沖合かご	カゴ数制限	許可漁業取扱方針	
休漁日	小底	地区ごとに設定	自主規制	
稚貝保護	小底	小型貝の再放流 統一された基準はなく， 再放流の大きさは各人の 判断による。	自主規制	
	沖合かご		自主規制	
水揚制限	沖合かご	水揚回数・水揚量の制限 出港時間，操業回数，カ ゴ数の制限を地区別に実 施。	自主規制	

遊漁の現状

シライトマキバイは遊漁の対象とはなっていない。

資源の積極的培養措置

シライトマキバイの種苗生産・放流技術は確立されていないため，種苗の放流は行っていない。

漁場環境の保全措置

シライトマキバイの生息域は，水深150m から450m 程度で，茨城県における中心分布域

は水深350mである。このため、漁場清掃などの漁場環境保全措置は行われていない。

3 回復計画の目標

対象資源は、減少傾向にあることから、資源を適切な水準に回復させるには現状の漁獲努力量を大幅に低下させる必要があるが、漁業経営への影響等を考慮しながら段階的に資源回復措置に取り組んでいくこととし、県内統一の基準を設け、それに基づく小型貝の保護を行うことにより資源の減少傾向を食い止め、計画期間終了後も現状の資源量の水準を維持することを目標とする。

4 資源回復のために講じる措置と実施期間

平成19年度から平成23年度までの5年間、次に記述する措置を講じることとする。

(1) 漁獲努力量の削減措置

小型貝の保護を目的に、関係する全漁業種類で統一的に殻長7cm未満の再放流を実施する。

また、対象資源の動向を勘案しつつ、必要に応じて殻長制限や水揚制限の拡充等を検討していくこととする。

(2) 資源の積極的培養措置

該当なし。

(3) 漁場環境の保全措置

該当なし。

5 漁獲努力量の削減措置及びその効果に関する公的担保措置

本計画に基づく漁獲努力量削減措置の実効性を担保するために、資源状況や操業状況に機動的に対応できるよう、海区漁業調整委員会指示による殻長制限の設定を検討する。

6 資源回復のために講じる措置に対する支援策

(1) 漁獲努力量の削減措置に関する経営安定策

該当なし。

(2) 資源の積極的培養措置に対する支援措置

該当なし。

(3) 漁場環境の保全措置に対する支援措置

該当なし。

7 資源回復措置の実施に伴う進行管理

(1) 資源回復措置の実施状況の把握

県は、漁獲努力量削減措置の実施状況を毎年把握し、資源回復措置の円滑な実施が図られるよう、関係者を指導する。

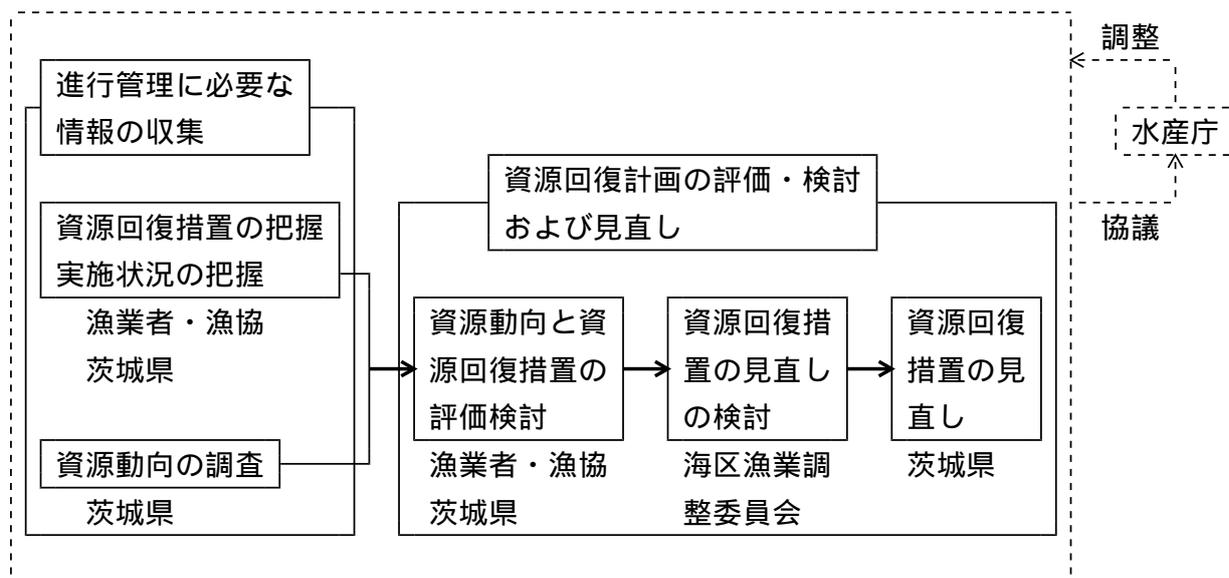
(2) 資源動向の調査

県は、対象資源について調査・評価体制を構築して、資源状況の把握を行う。

(3) 資源回復措置の見直し

県は、毎年の資源調査及び評価、漁獲状況や資源回復措置の実施状況を踏まえ、資源回復計画の評価検討を行い、必要に応じ計画内容の見直しを行う。

(4) 進行管理に関する組織体制



8 その他

本計画における資源回復措置は底びき網漁業と沖合かご漁業の両漁業者が協調して実施するものであり、今後も両漁業の連携が図れるよう、引き続き協議を進めていくこととする。

さらに、他県の沖合底びき網漁業も本県の海域において、シライトマキパイを漁獲しているため、本計画の資源回復措置への協力を呼び掛けていくものとする。

また、漁業者のみならず、広く県民の理解を得ながら計画を進めていくことが重要であり、計画について広く情報提供を行うこととする。